

⑨市立大洲病院医療機器整備事業

1 地域振興計画に基づく個別事業の基本計画及び内容

【事業の必要性】

市立大洲病院は、昭和 22 年の創設以来 70 年にわたり大洲喜多地区の中核病院として、一般診療のほか、救急医療における二次医療の提供や、八幡浜・大洲医療圏域で唯一の結核病床の運営を行うなど、地域医療に貢献し、自治体立優良病院総務大臣表彰の受賞、病院機能評価の認定を受けるなどしながら、大洲市民のみならず医療圏域全体の住民に対し安心・安全な医療を提供してきた。

現施設は平成 7 年に供用を開始し、消化器系の診療科を中心に整形外科、眼科などの手術・入院にも対応した診療を展開している。また、泌尿器科の人工透析に関しては、愛媛大学の教育関連施設として医療圏域の中心的存在となっており、現在、災害時のネットワーク体制の構築に取り組んでいる。

その他、災害への対応に係る取組みでは、公立病院災害コーディネータを配置し、地区内の医療機関の防災体制構築も進めている。

このような状況の中、住民の生命と健康を守るための救急医療に対応した医療機器や、災害時においても中止することのできない人工透析患者の生命を守る人工透析設備を更新整備することにより、一般の救急医療体制のみならず災害時の拠点施設としての機能を充実させ、原子力発電施設周辺地域住民の医療の確保を図る必要がある。

【事業の全体計画】

平成 30 年度から 34 年度まで、MR I、CT、人工透析機等の更新整備を行うことにより、平常時、災害時の医療体制の充実・確保を図る。

【市立大洲病院の概要】

所在地	愛媛県大洲市西大洲甲 570 番地
敷地面積	17,698.85 m ²
建物延床面積	鉄筋コンクリート造 4 階建 10,813.50 m ²
病床数	150 床（うち結核病床 8 床）
診療科	内科、外科、整形外科、泌尿器科、麻酔科、リハビリテーション科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、神経内科、産婦人科（休止）、小児科（休止）

【位置図】



2 各事業の実施主体

大洲市（大洲市病院事業）

3 各事業の全体規模及び年度別実施スケジュール

実施事業	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度
市立大洲病院 医療機器整備事業	医療機器 購入	医療機器 購入	医療機器 購入	医療機器 購入	医療機器 購入

4 充当しようとする交付金の年度別交付対象経費及び年度別交付金額

(単位：千円)

実施事業		H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	計
市立大洲病院 医療機器整備	交付金 対象経費	205,994	55,000	40,000	40,000	100,000	440,994
	交付金	100,000	20,000	20,000	20,000	50,000	210,000

5 上記以外の国の財源を充当する場合には、当該財源の内容及び金額

(単位：千円)

実施事業		H30 年度	H31 年度	H32 年度	H33 年度	H34 年度	計
市立大洲病院 医療機器整備	事業費	205,994	55,000	40,000	40,000	100,000	440,994
	交付金	100,000	20,000	20,000	20,000	50,000	210,000
	起債等	105,994	35,000	20,000	20,000	50,000	230,994

6 事業の実施により整備された施設等の維持・運営主体、維持・運営方法及び維持・運営にかかる自治体の負担額

(1) 施設等の維持・運営主体及び方法

○維持・運営主体

大洲市（大洲市病院事業）

○維持・運営方法

「病院の基本理念・基本方針」のもと、維持・運営を直接実施する。

基本理念

患者様に信頼される良質で安心・安全な医療を提供し、地域社会に貢献します。

基本方針

- ・患者様の権利を尊重し、心のこもった医療を実践します。
- ・関係機関との連携を密にし、地域医療の充実に努めます。
- ・職員一人一人が主体的に専門能力の研鑽に努め、質の高いチーム医療を提供します。
- ・効率的で安定した経営基盤の確立に努め、健全な病院経営を目指します。
- ・働き続けられる魅力ある職場環境づくりに努めます。

(2) 自治体の負担額

医療機器の整備に関しては、今回の原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金のほか病院事業債等を活用する。

病院経営に関しては、新病院改革プランに基づき収支均衡と独立採算の維持を目指し、経営の健全化に努める。

また、自治体病院の使命として地域医療を支える必要があることから、一般会計からの繰り入れについては、必要に応じ適正に行っていく。

7 地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由

本事業は、大洲喜多地区の中核病院である市立大洲病院において、非常時においても中止することのできない人工透析患者の生命を守る人工透析設備の運用、被ばくのないMRIによる診断、少量の被ばくはあるが高速で全身を撮影できるCTを整備し、地域住民の日々の安心・安全を確保し、万一の場合の発電所周辺からの避難者の中継点として、住民の生命を守るための医療基盤の整備であり、多くの住民が利益を享受できる事業である。

さらに、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金を活用し医療基盤を整備することにより、地域住民の日々の安心・安全性の確保と、原子力発電に関する地域住民の理解促進や安心感の醸成に繋がるものであり、本事業の実施は特に必要である。

8 地方自治体で作成される長期的な地域振興計画との関係

「第2次大洲市総合計画（平成29年3月策定）」では、基本目標2「安心きらめくまちづくり」の施策の一つとして「地域医療体制の充実」を謳っており、「市民だれもが安心して生活できるように、初期医療の充実、質の高い医療サービスの提供、救急医療体制の強化」が基本方針の一つとなっている。

本事業は、大洲市の長期的な重要施策を達成するため必要不可欠な事業であり、「第2次大洲市総合計画」との整合が図られている。

9 他の類似事業との比較

当該事業実施に当たっては、市立大洲病院が実施する他の事業と同様に大洲市病院事業会計規程及び、大洲市契約に関する規則等に従って実施する。

10 地域振興計画に対する事業地域の住民の要望及び意見

今回、「第2次大洲市総合計画」策定にあたり、一般市民へのアンケートによる満足度調査を実施した際に、市民の満足度が全項目の平均より低く、重要度が全項目の平均値より高い「特に改善すべき項目」の一つとして「医療・福祉」分野が挙げられている。また、同アンケートで前回より満足度が下がった三つ

の項目の一つとして「病院や医院など医療機関」の項目が挙げられており、市としても「医療の充実が求められている」と判断している。

11 地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知方法

「第2次大洲市総合計画」は、ホームページや概要版の各戸配布にて公表している。また、当該事業実施時には予算化の際に市民の代表である市議会での説明、議決も行われ、議会の模様はCATVでも放映されるとともに、事業実施後は、広報紙、ホームページにより地域住民に周知する。

12 地方自治体及び事業地域の住民の協力・支援体制

地域の医療サービスの向上に資する事業であり、一般市民のアンケートでも医療の充実は強く求められており、市民の協力・支援体制は得られていると判断している。

13 地域振興計画の期待される効果

診療体制の充実を図ることで、医療サービスの向上に繋がり、地域住民の日々の安心・安全が確保される。更には、救急医療や非常時における地域間の協力体制の強化にもつながり、その効果は単に大洲市のみにとどまらない。